

1. 税務運営の基本的考え方

(1) 納税者が自ら進んで適正な申告と納税を行うような態勢にすること

近づきやすい税務署にすること

納税者に対して親切な態度で接し、不便を掛けないように努めるとともに、納税者の苦情あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければならない。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないように、細心の注意を払わなければならない。

2. 事務運営に当たっての共通の重要事項

(3) 税務相談活動の充実

イ 税務相談に当たっては、正確で適切な回答をするとともに、納税者の有利となる点を進んで説明し、納税者に信頼感と親近感を持たれるように努める。また、苦情事案については、納税者が苦情を申立てざるを得ないこととなった事情を考え、迅速、適切に処理する。